

電気工事業開始届の申請《みなし登録電気工事業者》

建設業法の規定により許可を受けた建設業者が、電気工事業（自家用電気工事のみに係る電気工事業を除く）を開始した場合は、遅滞なくその旨を届出なければなりません。

- ◎ みなし登録電気工事業者の場合、手数料は全て不要です。
- ◎ 申請書類は2部提出してください。（1部は控えとして届出番号等記載のうえお渡しします）

(1) 個人の場合

申請者が主任電気工事士等となる場合	主任電気工事士を雇用する場合
・ 開始届出書 《様式第18》	・ 開始届出書 《様式第18》
・ 誓約書（例示1）	・ 誓約書（例示1）
<第一種電気工事士免状の場合> ・ 第一種電気工事士免状の写し （講習受講記録を含む） <第二種電気工事士免状の場合> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書 （例示3） *3年以上の実務経験	<第一種電気工事士免状の場合> ・ 第一種電気工事士免状の写し （講習受講記録を含む） <第二種電気工事士免状の場合> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書 （例示3） *3年以上の実務経験
_____	・ 主任電気工事士の雇用(在職)証明書 （例示4）
・ 建設業の許可通知書の写し	・ 建設業の許可通知書の写し

(2) 法人の場合

申請者が主任電気工事士等となる場合	主任電気工事士を雇用する場合 又は主任電気工事士が役員である場合
・ 開始届出書 《様式第18》	・ 開始届出書 《様式第18》
・ 誓約書（例示2）	・ 誓約書（例示2）
<第一種電気工事士免状の場合> ・ 第一種電気工事士免状の写し （講習受講記録を含む） <第二種電気工事士免状の場合> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書 （例示3） *3年以上の実務経験	<第一種電気工事士免状の場合> ・ 第一種電気工事士免状の写し （講習受講記録を含む） <第二種電気工事士免状の場合> ・ 第二種電気工事士免状の写し ・ 主任電気工事士等実務経験証明書 （例示3） *3年以上の実務経験
_____	・ 主任電気工事士の雇用(在職)証明書 （例示4）
・ 建設業の許可通知書の写し	・ 建設業の許可通知書の写し

注意・主任電気工事士等が第一種電気工事士で講習を受講していない時、届出できない場合があります。

申請書について

記入上の注意

- ・ 訂正箇所は二重線で訂正の上、訂正印を押して下さい。
- ・ 住所及び氏名は、住民票もしくは登記事項証明書通りに記入して下さい。
- ・ 住所と営業所が異なる場合、住所には住民票所在地を記載し、所在の場所（所在地）には、営業所の所在地を記載して下さい。
- ・ 主任電気工事士等実務経験証明書の記入誤りが多いので、お間違いのないよう記入例をよくお読みください。

その他の注意事項

- ・ 申請書類は、2部(1部はコピー可)を提出して下さい。

(参考) 誓約書に係る条文

電気工事業の業務の適正化に関する法律

(第6条第1項)

経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当するものであるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 三 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 四 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過していないもの
- 五 法人であって、その役員のうちの前四号の一に該当する者があるもの
- 六 営業所について第19条に規定する要件を欠く者

(参考) 電気用品安全法第28条第1項は、PSEマークが表示されていない電気用品を電気工事に使ってはいけないという趣旨の条文です。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業開始届出書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住所 _____

電話番号 _____

(ふりがな)

(個人の場合) 氏 名 _____ (印)

(ふりがな)

(法人の場合) 名 称 _____

代表者名 _____ (印)

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により次のとおりに届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

平成 年 月 日 許 可 大阪府知事 (_____ 号)

2 電気工事業を開始した年月日 平成 年 月 日

3 営業所等

営業所 の 名 称	所在の場所	電気工事の 種 類	主任電気工事 士等の氏名	電気工事士免状の種類、 交付都道府県名、交付番号 及び交付年月日
フリガナ			フリガナ	第 種電気工事士免状 〔 〕 都 道 府 県 第 号 昭和・平成 年 月 日交付

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ×印の項は、記載しないこと。
 - 営業所の所在の場所は、建設業許可通知書記載の住所と同じであること。
 - 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
 - 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
 - 自家用電気工作物に関わる電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。
 - 個人の場合は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

<例示1>

(個人用)

誓 約 書

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私及び下記営業所に置く主任電気工事士は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

主任電気工事士に関する事項

営業所名	氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 大阪府・() 都道府県 第 号 昭和・平成 年 月 日 交付

<例示2>

(法人用)

誓 約 書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____
名 称 _____
代 表 者 名 _____ 印

当社及び当社の役員は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約します。

また、下記の営業所に置く主任電気工事士は同法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

主任電気工事士に関する事項

営業所名	氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 大阪府・() 都道府県 第 号 昭和・平成 年 月 日 交付

<例示3>

主任電気工事士等実務経験証明書

平成 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____

証 明 者 氏名又は名称 _____
法人にあっては _____
代 表 者 名 _____ 印
登録又は届出 _____ 年 _____ 月 _____ 日
年月日及び番号 第 _____ 号

次の電気工事士は、下記のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

記

電 気 工 事 士	1 電気工事士の氏名	
	生年月日・年齢	昭和・平成 年 月 日 才
	現住所	〒
	電気工事士免状の種類及び 交付都道府県名	第 種電気工事士免状 { } 都道府県
	免状交付番号及び交付年月日	第 号 昭和・平成 年 月 日交付
2 電気工事に従事した職歴		
期 間		業 務 の 内 容
昭和・平成 年 月 日 ～ 昭和・平成 年 月 日 (電気工事士免状の交付年月日以降の実務経験 で、3年以上の期間であること)		
3 証明者の事業内容		

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

<例示4>

雇 用 (在 職) 証 明 書

平成 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 _____

申 請 者 氏名又は名称 _____
法人にあっては
代 表 者 名 _____ 印

下記の者は、私（当社）の従業員（役員）であることを証明します。

記

主任電気工事士の氏名	
主任電気工事士の住所	
電気工事士免状の種類 及び交付都道府県名	第 種電気工事士免状 大阪府・（ ）都 道 府 県
交付番号及び交付年月日	第 号 昭和・平成 年 月 日
勤 務 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 (勤続約 年)